

防災NEWS



新たな制度を設けました
「災害時協力事業所
登録制度」

災害時に、行政（公助）だけでは災害対応に限界があり、地域住民や事業所等による「自助」「共助」が、被害軽減や早急な復旧には欠かせないものです。

そこで、事業所等が保有する人材や資機材等の組織力・技術力などが地域の重要な防災力の一つであると考え、災害時に地域に協力できる事業所等を事前に登録する制度を設けました。

対象 法人格の有無に関わらず、

町内に店舗、工場、事務所等をもつる団体および町内に所在し活動拠点を置く非営利活動法人やボランティア団体

協力要請事項 一時避難場所、資機材、食料品・飲料水等の物資の提供等

その他、詳細については、役場防災危機管理課へお問合せください。

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

登録申請受付の流れ

① 申請(事業者→町)

② 申請書の受理(町) 審査・台帳登録

(※現地確認等も行います。)

③ 登録証の交付および公表

災害時活動要請の流れ

町からの要請の場合

① 要請(町→事業所)

② 災害活動(事業所)

③ 活動報告(事業所→町)

自主的活動の場合

① 自主活動(事業所)

② 活動報告(事業所→町)

木造住宅耐震化補助事業のご案内

昭和56年5月31日以前に着工した建物は、地震に対する安全性や耐震性が不足している可能性があります。町では、住宅の耐震診断・改修等に対して下表のとおり補助制度を設けています。いつ発生するか分からない大地震に備えて、ぜひご活用ください。

なお、全ての事業において、補助申請前に事業に着手すると補助の対象となりません。詳しくは、お問合せください。

問合せ先 役場 都市整備課 内線 164

種類	対象	補助額
木造住宅 無料耐震 診断	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅 在来軸組構法または伝統構法 (桝組壁構法(ツーバイフォー等)・木造と鉄骨造などの混構造・鉄骨造・コンクリート造は除く) 2階建て以下の戸建、長屋、併用住宅および共同住宅(借家を含む) 現に人が住んでいる住宅 	無料
木造住宅 耐震改修	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満(地震で倒壊する危険性が高い)と診断された木造住宅について、判定値1.0以上に補強する耐震改修工事であること 	費用の80%の額 (上限120万円)
耐震シェルター 整備	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値0.4未満であること 申請年の年度末時点で年齢が65歳以上の方または身体障害者手帳等の交付を受けた方が居住していること 	費用の2分の1の額 (上限20万円)
木造住宅除却 (解体)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の結果、判定値1.0未満であること 補助金交付申請を行う前年度までに耐震診断を行っていること 	費用の3分の2の額 (上限20万円)